No.	質問	回答
1	国内JISで採用していない部分のGHS区分について、逆に記載することで何か不都合はあるのでしょうか?　また、海外向けについて	SDS3法やJISの要求事項を満たしていれば、それ以上の情報を追加することによる不都合は特に無いと考えられます。ただし、国内で馴染みの無い記載（例：急性毒性区分5 等）があるとユーザー等の中には違和感を覚える方も居られるかもしれません。記載する場合は当該記載に関する備考や補足等が望ましいと考えます。 海外向けにつきましては、原則的には国連GHS文書に準拠していますが、各国の法令や選択可能方式による固有の規則等がありますので、国ごとに調査していただく必要がございます。
2	SDSの絵表示の優先順位について教えてください。 急性毒性（経皮）区分４ 皮膚腐食性/刺激性　区分１の場合、 腐食性の絵表示と、感嘆符になりますが、 これは、絵表示の優先順位によって、感嘆符は不要でしょうか。 それとも、急性毒性（経皮）は、皮膚・眼刺激に関する感嘆符とは違うので、両方の絵表示が付きますか。	急性毒性（経皮）と皮膚腐食性/刺激性は別の項目なので両方の表示が必要です。なお、JIS Z 7253:2019にはシンボルに関する優先順位が設定されており、特定の場合にシンボルを使用しなくてもよい事例が記載されておりますが、いずれもラベルの話であり、SDSでは適用されません。
3	Gmiccsのstep2の原料データの登録に関して質問です。 食品のSDSで、よく見かける例として、項目2で「GHSの区分に該当しない」、項目11では「データなし」となっているものがあります。 根拠データが無い場合、正確には「分類できない」とした方が正確だと思うのですが、食品の場合は、常識的に考えて、問題ないということで「区分に該当しない」を選択する方が良いのでしょうか？ また、同様の記載がされている場合で、食品ではなく、化学品の場合は、Step2では、「分類できない」を選択した方が良いのでしょうか？ （類似として、項目2で、「GHS分類は分類できない、区分に該当しないのいずれかに該当」、項目11は「データなし」と記載されているSDSも多く、登録時に判断に迷います。）	ご質問いただきましたとおり、データなしの場合には「分類できない」とするのが正しいです。食品につきましては、通常はSDS3法の適用外と考えられますので、食品に特有のSDS作成の規則等は無いと考えられます。厳密に食品としてではなく化学品として要素分解するのであれば、やはり各危険有害性項目ごとにデータをもとにして分類を判定すべきかと考えます。

No.	質問	回答
4	安衛法で定められる健康障害防止指針（がん原性指針）と，GHS分類の発がん性の分類の違いは何でしょうか？	がん原性指針は、職業性がんを発生させたことがある、若しくは発生させる危険性があると思われる物質を指定し、当該物質について労働災害を防止するため、ばく露低減措置・作業環境測定・労働衛生教育・作業記録の作成等を実施すべき旨を定めたものです。 一方、GHS分類の発がん性分類は疫学データその他の資料に基づき、対象物質の発がん性の程度をランク付けしたもので、両者は全くの別物になります。 詳細につきましては厚生労働省へお問い合わせください。
5	質問1. 国によるGHS分類結果を採用しなくてもよい、というのは昔から変わらないですが 今回の安衛法改正によるGHS分類結果への同調を受けて国の分類結果を採用せざるをえないと考えます。 業界団体によるGHS分類結果などを採用する場合、国の結果を覆す根拠をSDSに明示しなければなりませんか？出典だけで大丈夫でしょうか？	原則として国によるGHS分類結果は参考の結果となりますので、その理解で問題ございません。別途、異なる分類結果を記載する場合はJIS Z 7253に記載されているとおり、情報源の根拠を記載すべきと考えます。
5	質問2. GHS分類結果への意義申し立て、あるいは疑問点を申し立てる方法はあるのでしょうか？ 　個別の情報の疑問点の例です。 酸化亜鉛（1314-13-2）は水生環境有害性が短期長期とも区分1とされています。 物質自体の区分は異議ないのですが、そこに示されている毒性値が原因で困ったことになっています。 「甲殻類（オオミジンコ）による48時間LC50 = 0.098 mg Zn/L」 JIS Z 7252のC.1.3.5.4.5高い毒性を持つ成分を含む混合物　によれば 0.098は<0.1で毒性乗率Mが10倍になります。 しかし、この値　金属亜鉛Znの値で、酸化亜鉛の分子量へ換算すると0.12となり、毒性乗数Mは1倍になります。 酸化亜鉛が2%程度含まれる化学品の場合、 長期区分2か3かで国連分類に該当するしないの境目となり、問題になっています。 Gmiccsでどう判断されているか確認したいところです。	政府分類への疑問・異議につきましては、NITEのホームページにお問い合わせ下さい。政府によるGHS分類結果については原則として政府向けGHS分類ガイダンスに基づき実施されるため、ガイダンスで参照されていない情報源や分類方法を使用する場合は疑義に関してご期待に沿えない回答となる場合がございます。 なお、「官民連携GHS分類情報収集プロジェクト」にてGHS分類に使用可能な信頼性の高い試験結果も受け付けておりますので、積極的にご参加下さい。 https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_govpro.html ＞個別の情報疑問点について 酸化亜鉛の毒性乗率についてはNITE-Gmcicsでは１０として設定しています。これは毒性乗率については政府によるGHS分類結果に示されたLC50等の値を機械的に抽出し設定しているためです。一方で酸化亜鉛へ換算した値として扱うこととして毒性乗率を１として設置することを妨げるものではございません。御社の責任においてご判断いただく必要があります。

No.	質問	回答
6	Gniccsにデータがないが、入手したメーカーのSDSがある場合は、それを入力すればいいのでしょうか。	原則的にそれで構いませんが、メーカーのSDSの記載が信頼できるものであるかどうかは御社の責任においてご判断いただく必要があります。
7	労安法のGHSラベルに記載必須項目について教えてください。	労働安全衛生法第57条第1項において、以下のように定められています。 ・名称 ・人体に及ぼす作用 ・貯蔵又は取扱い上の注意 ・上記のほか、厚生労働省令で定める事項 ・当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの（＝ピクトグラム） また、労働安全衛生規則第24条の14には、危険有害化学物質等について、上記の他、以下の事項を記載することが定められています。 ・氏名（法人の場合は名称）、住所、電話番号 ・注意喚起語 ・安定性及び反応性 詳細につきましては厚生労働省へお問い合わせください。
8	ラベルはSDSからエッセンスのみを抜き出すとありましたが、省略可能な事項（例えば注意書きは一部除いてもOKなど）、省略不可能な必須事項（絵表示・社名など）などの決まりはありますでしょうか？また、それが明記された文章などはありますか？	基本的にはJISや各法律で求められる事項が記載されていることが必須になります。その上で省略しても良いと考える事項を選抜するものと思います。 一般論としてJIS Z7253には、ラベルの記載事項は「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に、SDSの記載事項は「7　SDSの全体構成及びその内容」に、それぞれ別個に定められています。またJIS Z7253の附属書Fには小さい容器への表示例がございますので参考になるかと思います。 各法律で求められる記載事項については以下のリンク先のパンフレットが参考になるかと存じます。 SDSについて：－GHS対応－ 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度 ［令和4年10月］（PDF形式：8,165KB）PDFファイル https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2022/GHSpamphlet_2022.pdf

No.	質問	回答
9	具体的内容で申し訳ございませんが、 硫酸アルミニウムカリウム（ミョウバン）について、 労働安全衛生法：施行令 第 18 条 の 2 、別表第 9 「アルミニウム水溶性塩」に該当し表示対象、通知対象であるとのことですが、アルミニウム水溶性塩、硫酸アルミニウムカリウムについては政府によるGHS分類結果が公開されておらず、データを自分で準備するとなった場合はどのように調査すればよろしいでしょうか。	経済産業省の「事業者向けGHS分類ガイダンス」に調査法が詳述されていますので、参考にして下さい。 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html
10	GHSラベルの記載項目は、「シンボル・注意喚起語・危険有害性情報・品名・社名・住所(Tel)」と理解しているのですが、注意書きの記載は、必須項目なのでしょうか。小さいラベルでは、ラベルのスペースによって記載することが困難な場合があります。記載がなかったら、違法扱いになるのでしょうか。	ラベルの記載事項はJIS Z7253の「6　ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に記載されており、注意書きも記載事項です。小さい容器への表示例については、同JISの附属書Fに記載されていますので、参考にして下さい。 なお、SDS3法等の法令の規定を満たしていれば、JIS準拠でないからといって、ただちに法令違反になるわけではありませんが、可能限り最新のJISに準拠していることが望ましいと考えます。
11	混合物の急性毒性について。分類ロジックを確認するとP.17に未知の成分の濃度が10%より大きい場合は未知の成分を引いて数式に当てはめているが資料のP.39では「100」となっている。なぜか？	ご指摘いただいたとおり、未知の成分が10%より大きい場合の数式はその値を差し引いたものを使用する数式になります。講座資料に一部ミスがあり失礼いたしました。

No.	質問	回答
12	ラベルにはSDSからエッセンスを抜き出すとありましたが、	基本的にはJISや各法律で求められる事項が記載されていることが重要になります。その上で省略しても良いと考える事項を選抜するものと思います。 一般論としてJIS Z7253には、ラベルの記載事項は「6 ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に、SDSの記載事項は「7　SDSの全体構成及びその内容」に、それぞれ別個に定められています。またJIS Z7253の附属書Fには小さい容器への表示例がございますので参考になるかと思います。 各法律で求められる記載事項については以下のリンク先のパンフレットが参考になるかと存じます。 SDSについて：－GHS対応－ 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度 ［令和4年10月］（PDF形式：8,165KB）PDFファイル https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2022/GHSpamphlet_2022.pdf
13	また、分類ロジックには「この方法は一般に、専門家の判断を必要とする。」とあるが、この専門家はどのような人を指すのか？	具体的にGHSにおいて専門家の定義がなされているわけではございませんが、一般的な解釈として、当該分野に精通したものが専門家と考えてよろしいかと思います。イメージとしは各危険有害性の原理や作用機序等が正確に理解・説明できるものを想定していただければと思います。
14	スライドp78 SDSを作るかどうかを決定するための閾値として％値があります。 この％値は単純な含有率としての％ではなく、重量％としての数値なので、純物質や混合物の比重を考慮した数値で判断する必要があると理解していますが問題無いでしょうか？	ご理解のとおりです。 例えば、労働安全衛生規則の第34条の2の6には「重量％を通知しなければならない」と明記されています。 なおGHSとしては重量％又は体積％とするかは各国、地域の所管官庁によって受け入れられるものとしているため、一律に重量％と統一されているわけではございません。

No.	質問	回答
15	ラベルにはSDSからエッセンスを抜き出すとありましたが、選択のポイントがあればご教授ください。なかなか内容を削れずに、SDSの丸写しのようになってしまいます。	JIS Z7253には、ラベルの記載事項は「6　ラベルに必要な情報及びその内容の決定手順」に、SDSの記載事項は「7　SDSの全体構成及びその内容」に、それぞれ別個に定められています。 ポイントとしては具体的にGHS上に指南があるわけではないですが、実際にその化学品を使用する状況を想定して起こりうる頻度が高いと考えられる事象に対して必要な要素を記載する考え方があるかと思います。 またNITE-Gmiccsにおいてはラベルに表示する注意書き文言を調節する機能を設けておりますので、こちらもご参考にしていただければ幸いです。注意書き文言を以下のレベルで調節できる設定を設けております。 ①：（一般工業用途として）強く推奨 ②：（①以外への用途を考慮して）強く推奨 ③：推奨 ④：任意 別紙：注意書きフレーズの絞り込みについて https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/contents/gmiccs_precautions_20210401.pdf
16	含有成分からの混合物の GHS 分類について、含有成分の政府やNITEの分類結果がある場合でも、自社で独自の分類結果があった場合、自社の分類を用いてもよろしいでしょうか？ EUや中国などと同じように、日本において、必ず政府による GHS 分類結果を用いないといけない場合/法律はありますでしょうか？	政府によるGHS分類結果を使用しなければならないという規則はありません。ただし、独自の分類結果を用いる場合には、信頼性を担保できるバックグラウンドデータ（GLP準拠等）があった方が望ましいと考えられます。
17	各国が採用しているGHSの改訂版（何版を採用しているのか？）の版数一覧表は ありますでしょうか？	一覧表はありませんので国ごとに調査していただく必要があります。参考ではありますが、化学物質国際対応ネットワークに各国の比較を行ったものがございますが、最新情報につきましては別途、調査の必要があるかと存じます。 各国の化学品分類とJIS規格の比較（化学物質国際対応ネットワーク） https://chemical-net.env.go.jp/jis.html

No.	質問	回答
18	昨年4月　厚労省、職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会リスク評価ワーキンググループ中間とりまとめで ・化学物質の危険有害性の情報伝達を推進するため、現在、化学物質管理に関係する省がそれぞれ実施しているGHS分類について、今後、化学物質規制の整合を図る観点から、化学物質管理に関係する省が連携して、統一的に分類を行う仕組みに見直すことが適当である ・GHS再分類化学物質管理に関係する省と連携しつつ、国によるGHS分類済み物質について、分類された時点以降に更新された危険有害性情報の有無について情報を収集し、新たな危険有害性情報が確認されれば、GHS分類結果を更新・情報発信することが適当である　とあります。本日の講義で国連とのカット値が10倍以上違う遅発性疾病に関する物質基準　本ねん6月にGHS登録700➡3000に増やされた中　EUは4500　厚労省は2027までに　枠組み、体制、義務化　等　見直しを公表されていますが、根本のGHS基準を見直しに多くの課題見直しをされるときのアナウンスの仕方についてどのようにされるか教えていただけますか	当面は各省ごとの対応になるものと思われます。弊機構でも情報が得られた場合は随時発信していきたいと考えております。
19	判定基準がUNとJISで異なる点に関して、調和性を保つためにOECDなどで話し合う取り組みなどありますでしょうか？将来的にはUNに準拠していく方向でしょうか？	現在のところ各国の既存制度を優先してビルディングブロックアプローチを採用しているため、積極的に調和させようという動きは存じ上げておりません。一方で各国ごとに対応するGHSの版は統一させようとする動きがありますので、今後GHSが世界に普及していく中で、詳細なルールを統一させようと話し合う機会は出てくる可能性もあるかと思います。
20	輸入者から和文SDSを貰えない場合、対応はどのように対応すれば良いでしょうか	日本国内に存在する輸入者から化学品を譲渡又は購入するケースとして回答いたします。原則として輸入者が取り扱う化学品にSDS３法で示されるSDS作成義務対象物質が含まれる場合は当然、輸入者に国内向けのSDS作成義務が発生しますが、義務対象を含まない場合は、御社にて国内法令やJIS等に準拠した形に書き直していただく必要があります。

No.	質問	回答
21	海外の材料を輸入代行業者から購入しており、SDSの英文を社内で和文にしております。GHS区部が国によって違うのは理解できますが、注意事項の文言等を英文から和文にどの程度転記する必要があるのかが分かりません。助言等を頂ける機関などがあればご教示頂きたいです	化管法、労働安全衛生法、毒劇法のいずれかが適用される場合には、最低限、法令の要求項目は記載されている必要があります。また、JIS Z7253に記載のある事項については訳出すべきと考えられます。 個々の記載について助言を行う公的機関はありませんが、安衛法に関しては厚生労働省から相談窓口が設定されております。詳細な作成支援を求める場合は民間の業者等にご相談いただくことになるかと思います。 令和４年度 厚生労働省委託事業「事業者のための化学物質管理無料相談窓口」 https://technohill.co.jp/telsoudan/
22	HPLCのカラム充填剤に使われるようなシリカゲル表面に局所的に化学修飾したものは、混合物と考えてよいでしょうか？	カラム自体は「成形品」の扱いとなりますが、充填剤として販売する場合には混合物の扱いとなります。
23	講義内容と若干異なりますが、SDS関連のご質問です。 試験研究用途で海外からサンプルを輸入し、社内で使用する場合、 サンプル受領時のSDSは英語版SDSのみでも良いのでしょうか。 それとも日本版SDSが必要になるのでしょうか。	同一の事業者が従業員の管理責任を持つ限り、事業場間での移動であっても、譲渡又は提供には該当しないため、表示及び通知対象物についてのラベル表示及びSDS交付義務の適用はありません。そのため当該サンプルを他者に譲渡・提供しない場合にはそのままで問題ありません。しかし、事業者にはSDSの内容を関係する労働者に周知する義務があります。また、表示・通知指針では、事業場内でのラベル表示をするものとしております。
24	お客様より試験液をお送りいただく際にSDSの添付をお願いしていますが、法改正前の古いSDSを添付いただくことが多いです。それについては、法で規制はされていないのでしょうか。法改正前のSDSは有効でしょうか。	化管法第14条第2項、労働安全衛生法第57条の2第2項、毒劇法施行令第40条の9第2項には、「SDSの記載内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに譲受人に通知するよう努めなければならない」という趣旨の努力義務規定が定められています。また改正安衛法では人健康有害性に変更があった場合はSDSを修正し、通知しなければならない義務が新たに追加される予定です。なお、JISに関しましては有効期限があるため一定期間更新がない場合はJISに準拠していないSDSとなることも併せて確認いただければと思います。

No.	質問	回答
25	①安衛法改正で保護具の使用が強化されますが、具体的な記載事例があれば教えて下さい（項目8関連）。 ②また、今後、SDS交付義務化対象物質（予定）が公開されますが、参照すべきモデルSDSはいつ頃更新されるのでしょうか（あんぜんサイトの情報が更新されていません）。	① ご質問いただきましたとおり、改正労働安全衛生規則第594条、第594条の2等において、皮膚及び眼に関する保護具の使用が強化されることとなっておりますので、該当する物質については、「項目8ーばく露防止及び保護措置」等への記載が必要になるものと思われます。 具体的な記載事例については弊機構では存じておりませんが、保護具メーカー等の業界団体で、公益社団法人 日本保安用品協会（JSAA）という法人や化学防護手袋研究会などの団体がありますので、そういった組織にご相談されることも一案かと存じます。 https://jsaa.or.jp/ https://chemicalglove.net/protective_equipment/ ② 毎年度政府によるGHS分類が実施され、その結果を基にモデルSDSの整備が行われております。モデルSDSの更新に関する情報は、弊機構は現時点では入手しておりません。
26	3.組成及び成分情報に関して、分類に起因した成分を列挙するものと理解しておりますが、どこまで細かく載せるのか・・と言ったところをお伺いしたいです。 講義内で分類に関するカットオフ値のお話がありましたが(P.78)、この内容を流用してもよろしいものでしょうか。	JIS Z7253等に記載されている、いわゆるカットオフ値や、SDS3法その他の法令で物質ごとに定められている「裾切り値」以上の通知対象物質を含有している場合にはSDSに記載が必須となりますが、通知の対象となっていない物質の含有量をどこまで記載するかは御社のご判断となります。 原則的に通知対象物質でも上記の含有量未満の場合は記載不要ですが、当該濃度で著しい有害性を示す可能性がある場合には記載すべきと考えられます。 講義資料については引用元を載せていただければご利用いただいて問題ございません。 （事務局補足） 資料の引用に際してはNITEの「ホームページのご利用について」の記載内容にご同意の上ご利用下さい。 ・ホームページのご利用について https://www.nite.go.jp/homepage/policy.html

No.	質問	回答
27	スライド90に関してです。 海外メーカーが製造している原材料を日本国内に輸入して使用しています。 商社を通さずに海外メーカーから直接購入している場合、JIS対応のSDS作成を海外製造メーカーに義務付けることは可能なのでしょうか。	メーカーから直接購入している場合には、SDSの交付義務の有無については、相手方の国の法令に従うこととなります。また、JIS対応のSDSの交付を海外事業者に義務づけることはできません。 一方、輸入した製品を国内で販売する場合には、SDSの作成・交付義務を負うのは化学品の譲渡・提供を行う者となりますので、SDSは御社で作成していただく必要があります。
28	SDSを製品出荷時に提供したにもかかわらず、品質保証期限を過ぎた製品をユーザーが自社の責任で使用するに際し、最新版のSDSの提供を要求してきた場合、提出義務は発生するのでしょうか。	化管法第14条第2項、労働安全衛生法第57条の2第2項、毒劇法施行令第40条の9第2項には、「SDSの記載内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに譲受人に通知するよう努めなければならない」という趣旨の努力義務規定が定められています。
29	ウレタン樹脂の反応に用いる原料由来のスズにの含有量ついて、SDSやラベルへの表記はどのように考えればいいのですか・	スズは有害性区分に該当する物質ですので、JIS Z7253やSDS3法等の法令の規定に従って記載をして下さい。 ただし、JISや法令の裾切り値未満の含有量であっても、著しい有害性が疑われる知見がある場合には記載すべきと考えられます。
30	ピクトグラムがカラー表示は国際的な義務付けですか	国連GHS文書の1.4.10.4.2.3には、以下のように記載されています「白い背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲むべきである。しかし、輸出されない包装品のラベルにこのような絵表示を用いるときは、所管官庁は、供給者および事業主に黒い境界線を使用する許可を与えることができる。」 ただし、輸出先の国が法令等で別途の定めをしている場合もありますので、事前に調査が必要です。
31	日本ではGHS分類とは関係なく安衛法の別表９等の表示裾切値を超えれば、ラベルが必須となる認識ですが、外国ではGHS分類される物質があれば、即、その物質についてのラベルが必要になるとの理解でよろしいでしょうか。	健康影響、環境影響については原則的に国連GHS文書1.5.3.1のカットオフ値が適用されるものと考えられますが、国によっては法令等により別途の定めをしている場合もありますので、注意が必要です。
32	除外規定にある「主として一般消費者の生活の用に供される製品」に該当するものでSDSやラベル表示がなされているものがどういった製品群かご存知でしょうか。	「主として一般消費者の生活の用に供される製品」であれば基本的にSDS交付、ラベル表示の義務は発生しないと考えますが、各種業界団体等において自主的に消費者向け製品にGHSのピクトグラムを掲示している例があると聞いております。

No.	質問	回答
33	ウレタン樹脂の反応に用いる原料由来のスズの含有量ついて、SDSやラベルへの表記はどのように考えればいいのですか。ｐｐｂやｐｐｍレベルで含有しています。	スズは有害性区分に該当する物質ですので、JIS Z7253やSDS3法等の法令の規定に従って記載をして下さい。 ただし、JISや法令の裾切り値未満の含有量であっても、著しい有害性が疑われる知見がある場合には記載すべきと考えられます。
34	SDS作成についての「専門家」表記について、ある程度の知識がある担当者。レベルは決まっていない。→何かしらの資格が決まっているわけではないということですか。	具体的にGHSにおいて専門家の定義がなされているわけではございませんが、一般的な解釈として、当該分野に精通したものが専門家と考えてよろしいかと思います。イメージとしは各危険有害性の原理や作用機序等が正確に理解・説明できるものを想定していただければと思います。
35	Pコードが省略できる、という文章がありましたが「Pコード自体の表記」が省略できる、という理解で宜しいでしょうか。	Pコード自体はそもそも注意書きを示す文言を整理するために付与されているものであるため、それ自体に何か意味があるものではないため基本的に省略が可能です。 なお、類似のPコードに紐づく注意書き文言が重なった場合には、より包括的なもののみを記載し、それ以外のPコードに紐づく注意書き文言を省略することができます。 国連GHS文書の附属書3「危険有害性情報のコード、注意書きのコードと使用法、絵表示のコードおよび注意絵表示の例」が参考になると思われます。 https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_unece.html
36	JIS2019に沿ったSDSの作成は義務ですか？	JIS自体には強制力はありませんが、化管法（及びSDS省令）、労働安全衛生法、毒劇法のいずれかが適用される場合には、少なくとも各法令に規定する項目は記載されていなければなりません。
37	労働安全衛生法の改正により、小分け容器に名称と危険有害情報を添付する必要があります、GHSの教育が済んでいるいうという前提で、GHSを小分け容器に貼付すること＝危険有害情報を貼付、を満足するとお考えでしょうか。ご意見を伺いたいです。	過去に、PETボトルやドリンク剤の空瓶等に小分けした溶剤等を、作業者が誤って飲んでしまう事例が発生しており、法改正の趣旨は、そのような事故を防止することにあると思われます。 労働安全衛生法では雇入れ時や作業内容の変更時等に安全衛生教育の実施が義務づけられており、GHSの教育も、その一環として実施すべきものと考えられます。

No.	質問	回答
38	安衛法で定められる健康障害防止指針（がん原性指針）と，GHS分類の発がん性の分類の違いは何でしょうか？	がん原性指針は、職業性がんを発生させたことがある、若しくは発生させる危険性があると思われる物質を指定し、当該物質について労働災害を防止するため、ばく露低減措置・作業環境測定・労働衛生教育・作業記録の作成等を実施すべき旨を定めたものです。一方、GHS分類の発がん性分類は疫学データその他の資料に基づき、対象物質の発がん性の程度をランク付けしたもので、両者は全くの別物です。
39	製品の表示ではないので、ちょっとずれるのかもしれませんが、「化学物質等の危険性または有害性等の表示または通知等の促進に関する指針」が一部改正になり、表示事項の見直しに関して名称の他に「人体に及ぼす作用」を必ず追加することになったと思いますが、「人体に及ぼす作用」とは具体的にSDSのどの部分を表示すればいいのでしょうか。また、表示方法についても光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認めた、ということですが、バーコード等でサーバー上のデータにアクセスできるといった方法でもいいのでしょうか。逆に紙媒体を手元に配備するのでもいいのでしょうか。	「人体に及ぼす作用」には、JIS Z7253の書式では、ラベルについては「危険有害性情報」、SDSでは「項目11-有害性情報」が、それぞれ該当します。「作業場内の表示」につきましては、いずれかに合わせて下さい。 表示方式については「文書若しくは磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体･･･」とあり、詳細は定められていませんので、随時参照できるものであればよいと考えられます。 判断が迷う箇所がある場合は法律の所管省へお問い合わせください。
40	SDSを製品出荷時に提供したにもかかわらず、品質保証期限を過ぎた製品をユーザーが自社の責任で使用するに際し、最新版のSDSの提供を要求してきた場合、提出義務は発生するのでしょうか。	化管法第14条第2項、労働安全衛生法第57条の2第2項、毒劇法施行令第40条の9第2項には、「SDSの記載内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに譲受人に通知するよう努めなければならない」という趣旨の努力義務規定が定められています。
41	エアゾールのSDS作成方法について教えていただきたいです。具体的な作成例が書かれているHPなどがあれば教えていただきたいです。	ややボリュームがありますが、国連GHS文書の附属書3「危険有害性情報のコード、注意書きのコードと使用法、絵表示のコードおよび注意絵表示の例」が参考になると思われます。 https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_unece.html 申し訳ないのですが具体的なSDS事例については存じ上げません。

No.	質問	回答
42	労働安全衛生法の通知・表示対象物質は、SDSの記載は義務ですが、ラベルへの表示は義務では無いと判断して宜しいでしょうか。	労働安全衛生法施行令第18条第2号に、法第57条第1項の政令で定める物（ラベル対象物質）のひとつとして「別表第9に掲げる物を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるもの」が記載されているため、実質的にラベル表示も義務と考えられます。
43	NITE/政府によるGHS分類をどこまで使用するかについてです。 SDS作成においては政府分類はあくまでも参考情報とのことですが、先日までパブコメを募集していた「がん原性物質関係の告示案」において、対象となる化学品が、1%以上のリスト化物質を含むものから、物質/混合物として発がん性区分1をもつものに変更され、この場合も自社分類の製品GHS結果を使用してよろしいでしょうか？	政府分類よりも低いハザードを記載する際には十分な信頼性を持った裏付けデータを提示する必要がありますが、高いハザードを記載する場合にも詳細なエビデンスを記載することが望ましいと考えます。
44	労働安全衛生法の改正により、作業者の暴露防止に保護具の着用が義務付けられます。Q＆Aでご回答されていた保護具の協会をご教示頂け無いでしょうか。	保護具メーカー等の業界団体で、公益社団法人 日本保安用品協会（JSAA）という法人や化学防護手袋研究会などの団体があります。 https://jsaa.or.jp/ https://chemicalglove.net/protective_equipment/
45	輸入する商品に化審法の第一種特定化学物質に該当する物質（副生）を微量含有し、BAT申請を行い、三省に承認された場合、SDSやラベルには「第一種特定化学物質の含有上限値」、「第一種特定化学物質を微量含有するが自主管理上限値を設定し管理を行っていること」、などを記載する必要はあるのでしょうか。もしくは運用通達にある「含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物を第一種特定化学物質として取り扱わない」ことから記載しなくても良いのでしょうか。	大変申し訳ないのですが、BAT申請に承認された場合の第一種特定化学物質の具体的な取り扱いについては弊機構で回答しかねます。お手数ですが所管省の経済産業省へお問い合わせください。 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 お問合せメールフォーム: https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase ※「お問い合わせ種別」は「化審法」を選択してください。